

環循適発第 1911192 号
令和元年 11 月 20 日

各都道府県・各政令市浄化槽担当部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について（通知）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 4 月 1 日より施行されることから、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について下記のとおり要領を定めたので、その円滑な運用に格段のご協力をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直し

改正法では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加された。改正法の趣旨に鑑み、浄化槽保守点検を業とする者の登録に関する条例や規則において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされること。

条例や規則においては、浄化槽保守点検業の登録の申請書の添付書類として浄化槽管理士の研修の受講証明書等を求ること、登録の申請書に登録の有効期間における研修計画を記載させること、保守点検業者の遵守事項として登録の有効期間ごとに 1 回以上の受講を義務づけること、浄化槽管理士証に研修の受講年月日を記載すること等が考えられる。

第 2 研修事項

研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項があり、研修内容としては、浄化槽行政の動向、浄化槽の構造と機能、浄化槽の保守点検と清掃、地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況や法定検査受検率）その他各地域に応じて研修すべき内容が考えられること。

全国統一的に講習すべき事項について、複数の都道府県において登録を受けている保守点検業者については、研修内容の重複を避けるため、他の都道府県で研修を修了した者については地域の実情に応じて講習すべき事項の研修のみとすることも可能であること。

地域の実情に応じて講習すべき事項について、管内の保健所設置市や近隣の都道府県と連携し、統一的な内容とすることも可能であること。

第3 研修体制

各都道府県・政令市において、既に浄化槽管理士に対する研修の機会が確保されるよう体制を整備している場合は、その研修体制を活用することで差し支えないこと。

研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県においては、新たに体制を構築する必要があるが、体制の構築に当たっては、管内の保健所設置市や近隣の都道府県と連携した広域的な研修体制を構築することも差し支えないこと。広域的な研修体制による研修を実施する場合には、条例や規則において求める研修の機会の確保との関係において、他の都道府県等において実施された研修の扱いを整理すること。